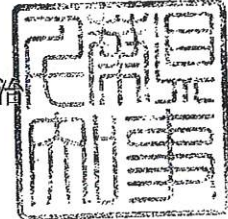


## 産業廃棄物処分業許可証

住所 千葉県野田市上三ヶ尾268番地の2  
氏名 株式会社共栄サービス  
代表取締役 諸橋 宏則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 浩



許可の年月日 令和2年6月11日

許可の有効年月日 令和7年5月7日

### 1 事業の範囲

#### (1) 事業の区分

破碎及び圧縮による中間処理

#### (2) 産業廃棄物の種類

ア 破碎による中間処理に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類(自動車等破碎物を除く。), (イ) 紙くず,  
(ウ) 木くず, (エ) 繊維くず, (オ) ゴムくず,  
(カ) 金属くず(自動車等破碎物を除く。), (キ) ガラスくず, コンクリート  
くず及び陶磁器くず(自動車等破碎物を除く。), (ク) がれき類  
(これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

イ 圧縮による中間処理に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類(自動車等破碎物を除く。), (イ) 紙くず,  
(ウ) 木くず, (エ) 繊維くず  
(これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」, 「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等を処分できない。

### 2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙1及び2のとおり

### 3 許可の条件

- (1) 産業廃棄物の処理及び保管により発生する粉じんについては、散水等により周辺への飛散を防止すること。  
(2) がれき類等の破碎施設における産業廃棄物の処理は、午前8時から午後5時までの間の8時間とし、建屋及び処理施設の維持管理を徹底することにより、騒音に係る規制基準を遵守すること。

(続く)

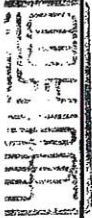
(許可証の続き)

- 4 許可の更新又は変更の状況  
平成12年5月8日 新規許可  
令和2年6月11日 更新許可

複写・複製・転載禁止

- 5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 存・無

(以下余白)



## 許可証別紙1

## 事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
がれき類等の破碎施設 (施行令第7条第8号の2)	廃プラスチック類 1.8 t/日 (0.23 t/時×8時間) 紙くず 2.7 t/日 (0.34 t/時×8時間) 木くず 3.6 t/日 (0.45 t/時×8時間) 繊維くず 1.8 t/日 (0.23 t/時×8時間) ゴムくず 2.7 t/日 (0.34 t/時×8時間) 金属くず 18.1 t/日 (2.26 t/時×8時間) ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 9.9 t/日 (1.24 t/時×8時間) がれき類 10.8 t/日 (1.36 t/時×8時間) (平成12年4月14日)	1	千葉県野田市 上三ヶ尾字金剛寺268番 2の一部
石膏ボードの破碎施設	96 t/日 (4 t/時×24時間) (平成16年9月22日)	1	
圧縮施設	廃プラスチック類 10.8 t/日 (1.35 t/時×8時間) 紙くず 12.0 t/日 (1.50 t/時×8時間) 木くず 14.2 t/日 (1.78 t/時×8時間) 繊維くず 9.76 t/日 (1.22 t/時×8時間) (平成22年9月14日)	1	
廃プラスチック類, 紙くず, 木くず及び繊維くずの 受入保管施設	210m <sup>2</sup> 220m <sup>3</sup>	1	
廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず 及び陶磁器くず, がれき類の 受入保管施設	144m <sup>2</sup> 145m <sup>3</sup>	1	
	15m <sup>2</sup> 8.2m <sup>3</sup>	1	
処理後の廃棄物保管場 (安定型)	80m <sup>2</sup> 150m <sup>3</sup>	1	

(以下余白)

## 許可証別紙2

## 事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
処理前の廃プラスチック類 保管施設	11m <sup>2</sup> 14m <sup>3</sup>	1	千葉県野田市 上三ヶ尾字金 剛寺268番 2の一部
	35m <sup>2</sup> 102m <sup>3</sup>	1	
処理後の廃プラスチック類 保管施設	(コンテナ) 6m <sup>3</sup>	1	
処理後のがれき類保管施設	(コンテナ) 6m <sup>3</sup>	1	
処理後の紙くず保管施設	(コンテナ) 6m <sup>3</sup>	2	
処理後の金属くず保管施設	(コンテナ) 8m <sup>3</sup>	1	
処理後のゴムくず保管施設	(コンテナ) 6m <sup>3</sup>	1	
処理後の木くず, 紙くず, 繊維くず保管施設	48m <sup>2</sup> 53m <sup>3</sup>	1	
石膏ボードの保管施設	468m <sup>2</sup> 1,313m <sup>3</sup>	1	
処理後の石膏粉保管施設	(タンク) 50m <sup>3</sup>	2	
圧縮後の廃プラスチック類 保管施設	40m <sup>2</sup> 120m <sup>3</sup>	1	
圧縮後の紙くず保管施設	16m <sup>2</sup> 48m <sup>3</sup>	1	
圧縮後の木くず保管施設	12m <sup>2</sup> 36m <sup>3</sup>	1	
圧縮後の繊維くず保管施設	8m <sup>2</sup> 24m <sup>3</sup>	1	

(以下余白)